

島本町個人情報保護条例の一部改正に関するパブリックコメント ご意見と町の考え方

意見募集の概要

- ・ 実施期間：平成27年6月1日（月）～6月30日（火）
- ・ 資料の閲覧方法：役場、町ホームページに掲載
- ・ 応募方法：持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
- ・ 意見件数：25件（3名）
- ・ ご意見は原文のまま掲載しています。

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
1	1	第11条	島本町では対象人数が10万以上の利用事務ではないため、特定個人情報保護評価の方法は基礎項目評価となり、パブリックコメントや第三者点検が必要ではない、とされている。任意でパブリックコメントや全項目評価、第三者点検を行うことが可能なので、実施すべきである。重大事故が発生した場合に限定すべきではない。	特定個人情報保護評価につきましては、特定個人情報保護評価指針に則って適切に実施してまいります。なお、任意で実施する重点項目評価や全項目評価、第三者点検につきましては、取り扱う情報のリスクの高まりなどをその時々において適切に判断し、検討してまいります。
2	1	第11条	厚労省は年金業務で個人番号を利用するにあたり実施した個人情報漏えい対策の自己点検である特定個人情報保護評価では「十分な措置を講じている」と評価していた。それにもかかわらず、年金加入者の情報の流出が起きており、特定個人情報保護評価・点検の妥当性が問われ、マイナンバー制度の信頼性も揺らぐ可能性があるのではないかと懸念されている。	年金情報漏えい事件につきましては、現在国においてその原因の究明と再発防止策の検討が行われております。本町といたしましては、適切な安全管理措置を講じることで、住民の皆さまに安心して制度をご利用いただけるよう努めるとともに、国の検討結果等を踏まえ、適切に対応してまいります。
3	2	第11条	「重大事故が発生した場合などに自主的に実施することが考えられるため」第三者点検の実施についての条文を設けている、と一部改正の概要に記載されていますが、ここでいう「重大事故の発生」とは具体的にどのような事故を想定しているのでしょうか。危機管理としては妥当な記載であっても、あたかも事故の発生を予測しているかのようで違和感を覚えます。	重大事故の発生とは、故意による又は101人以上の特定個人情報の漏えい・滅失・毀損が起こった場合のことを指します。 本条は、取り扱う情報のリスクの高まりなどをその時々において適切に判断し、任意で第三者点検等の実施を行う必要があると認められる場合に備え、設けたものでございます。 本町といたしましては、研修等の安全管理措置を適切に講じ、重大事故が発生しないよう努めてまいります。

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
4	2	第11条	<p>同概要によれば、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したり、特定個人情報の漏えいや重大な事態が発生するリスクを分析したりすることですが、個人情報保護運営審議会において、そのような予測・分析が可能でしょうか。</p>	<p>個人のプライバシー等の権利利益に与える影響の予測や、特定個人情報の漏えいや重大な事態が発生するリスクの分析は、特定個人情報を取り扱う実施機関が自ら行うものであり、個人情報保護運営審議会が行う第三者点検では、その適合性や妥当性を審査することとなります。</p> <p>本町の個人情報保護運営審議会は、地域住民の方や専門的な知識をお持ちの方に委員をお願いしており、現状でも審査いただくことは可能であると考えております。</p> <p>なお、審査にあたり、さらなる専門家の意見が必要である場合は、事前に専門家の意見を求めることや、審議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことが可能となっております。</p>
5	2	第11条	<p>対象者が少ないため全項目評価を行うことがない本町の場合、どこで、誰が、どのように保護評価を行うのが不明瞭なままです。明確にしておく必要はないでしょうか。</p>	<p>番号法第27条に規定する特定個人情報保護評価は、特定個人情報保護評価に関する規則や、特定個人情報保護評価の指針において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行う実施機関が、特定個人情報ファイルを保有するまでに、当該事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて自ら評価するものとされています。</p>
6	1	第13条の2	<p>特定個人情報の利用の制限をしているが、但し書きで、「本人の同意を得ることが困難であるとき」という具体的事例を示していただきたい。</p>	<p>事故で意識不明の状態にある方に対する緊急の治療を行うにあたり、個人番号でその方の特定をする場合などが考えられます。</p>

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
7	1	第13条の2	<p>本人の知らないうちに特定個人情報の利用が多く行政機関で行われることになるが不正に利用されないようにしていただきたい。</p> <p>特定個人情報の利用にあたって本人同意は原則不要としているが、これで「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」が実現できるか。</p>	<p>マイナンバー制度では、利用・提供等ができる場合を厳格に定めるなど、制度・システムの両面から様々な安全策を講じています。</p> <p>また、利用された自己の情報は、情報提供等記録として保存され、ご確認いただくことができるとともに、番号法等に違反している場合などは利用停止や訂正の請求が可能となっております。</p>
8	1	第13条の3	<p>番号法第19条各号のいずれかに該当する場合は提供できているが、12号に規定のある「刑事事件の捜査」「その他政令で定める公益上の必要があるとき」の運用として政令で警察捜査や公安調査への利用が明らかになり、特定秘密保護法と番号制度が一体で運用される危険があるのではないかと。</p>	<p>番号法第19条第12号の規定に基づく情報提供につきましては、各調査や審査等の手続きに則って情報の照会等がなされるものであり、照会等の必要性や妥当性は、それぞれの手続きにおいて法令等に基づき、適正に判断されることとなります。</p>
9	1	第13条の3	<p>情報提供依頼を受けた際、自治体は住民情報を提供するか否かの判断に関与できるのかどうか、ストーカー事件等で住民票の閲覧制限のある人の情報も提供を拒めないのか。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムによって情報の提供を求められた場合については、番号法第22条の規定により、情報を提供しなければならないこととされております。</p> <p>ただし、対応に慎重を要するものである場合、中間サーバーにフラグを立て、識別することが可能となっておりますので、本町といたしましては、各ケースの状況を適切に判断し、対応してまいります。</p>
10	1	第15条	<p>特定個人情報を除く規定となっているため、オンライン結合の危険性があるが、回避できるのか、個人情報漏洩につながらないようセキュリティ面をどのように担保するのか。</p>	<p>番号法第22条第1項の規定により、情報提供ネットワークシステムによる情報照会に対しては情報提供義務も生じることから、特定個人情報については、オンライン結合を行うこととなります。</p> <p>セキュリティにつきましては、番号法や特定個人情報保護委員会が示すガイドライン、本町の情報セキュリティポリシーなどを遵守し、適切な安全管理措置を講じてまいります。</p>

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
11	1	第15条	情報提供ネットワークシステムの安全措置はいかにしているのか	情報提供ネットワークシステムは総務省が管理するものであり、総務省において、マイナンバーに代えて符号を用いる、入退室管理を行っている建物・部屋内にデータを保管した上で監視カメラを設置する、などのセキュリティ対策が取られており、適正に管理されているものと考えております。
12	2	第15条	<p>個人情報保護条例において、個人情報の管理及び処理において「電子計算機処理による結合を行ってはならない」とされているにもかかわらず、共通番号を活用してオンライン結合を行うという政府の方針に納得できません。</p> <p>個人情報漏洩のリスクはあきらかに高まるはずです。オンラインとの結合により大量に情報が漏れる危険性があるにもかかわらず、接続の制限対象から「特定個人情報」を除外して、辻褄をあわそうとしています。本末転倒ではありませんか。オンライン結合による影響が大きすぎるからこそ、個人情報の管理及び処理において、これまで「電子計算機処理による結合を行ってはならない」としてきたことと矛盾しています。</p>	<p>番号法第22条第1項の規定により、情報提供ネットワークシステムによる情報照会に対しては情報提供義務も生じることから、特定個人情報については、オンライン結合を行うこととなるため、本条の改正を行うものです。</p> <p>接続にあたっては、番号法や特定個人情報保護委員会が示すガイドライン、本町の情報セキュリティポリシーなどを遵守しながら、適切な安全管理措置を講じてまいります。</p>
13	1	第21条の2	必要があると認めるときは、通知することになっているが訂正する旨の決定に基づく情報提供記録の訂正については、情報の正確性を確保するために、すべて通知すべきではないのか。	情報照会者、情報提供者、総務省が、同じ情報を持つことが重要となりますので、本町といたしましては、それぞれへの通知を原則としてまいります。通知の必要性については、提供に係る特定個人情報の内容や、提供先における利用目的を勘案し、個別に判断してまいります。
14	2	第22条	特定個人情報については、目的外利用の中止を請求できない、そう読めると思いますが、なぜそのような条文が必要なのか、説明を求めます。	特定個人情報の利用停止の請求（目的外利用の中止の請求）については、番号法において、改正前の本町の条例に定める以外にも利用停止請求ができることとされていますので、第22条の規定から特定個人情報を除外し、第22条の2において改めて定めるものです。

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
15	1	第 22 条の 2	利用停止請求ができる事項を、法令の規定以外にも適用すべきではないか。	番号法が利用停止できる場合を列挙して示していることから、法令の規定違反以外に利用停止請求をできるようにすることはできないものと考えております。
16	1	第 22 条の 2	特定個人情報を目的外利用や不適正利用がされていることを知ることができる仕組みがあつてこそ、利用停止の請求が可能となる。どのような方法で可能なのか。	国において、自分の特定個人情報の提供先等を確認することのできる制度「マイナポータル」が構築される予定となっております。
17	1	第 22 条の 2	年金情報漏えいのような、情報漏えいが起きた場合、特定個人情報の利用停止の請求をしても、一旦流出した情報は削除したり、訂正したりすることができないのではないかと。	利用停止請求等は自己の情報を管理している実施機関に対して行うものであり、情報漏えい等によって情報が実施機関を超えて拡散した場合については、当該ケースの対応として影響範囲が最小になるよう対策を行うこととなります。 本町といたしましては、情報漏えい等を発生させないことを第一に、制度やシステムの整備を行うとともに、研修等を行い、安全管理措置が遵守されるよう努めてまいります。
18	2	第 22 条の 2	特定個人情報が漏えいしてしまった後で、利用の停止又は消去を行ったとしても、既に個人情報は他人の目にさらされており、回収することはほぼ不可能と思われまます。番号を変えたところで漏れてしまった情報が消え去るわけではありません。共通番号制度は、莫大な費用をかけて日本住民のプライバシー侵害リスクを高めるといった印象がぬぐえません。	利用停止請求等は自己の情報を管理している実施機関に対して行うものであり、情報漏えい等によって情報が実施機関を超えて拡散した場合については、当該ケースの対応として影響範囲が最小になるよう対策を行うこととなります。 本町といたしましては、情報漏えい等を発生させないことを第一に、制度やシステムの整備を行うとともに、研修等を行い、安全管理措置が遵守されるよう努めてまいります。
19	1	第 26 条	情報提供記録を確認するためのマイポータル制度については、インターネットを利用するため、セキュリティ上の脆弱性があるのではないかと。	マイナポータルにつきましては、現在国においてその詳細が検討されております。皆さまに安心してご利用いただけるよう、今後の動きを注視してまいります。

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
20	1	その他	<p>現行条例の第17条に開示請求の手続きに代理人も可能としているが、特定個人情報については、特に規定がないのは適用しない、と解釈するのか。それとも任意代理人も可能とすれば、どのように確認するのか、同意書などの偽造は簡単であり、プライバシーの侵害につながる恐れはないのか。</p>	<p>マイナンバー制度では開示請求などの手続きが容易になるように、任意代理人による請求を認めており、本町においても同様の取り扱いとする予定としております。</p> <p>なお、本人確認の方法につきましては、具体的な確認方法は検討中ですが、委任者の本人確認書類（免許証など）の写しの提示や、委任者への通知又は直接確認といった方法によって委任者本人の意思を確認する方法を考えております。</p>
21	1	その他	<p>マイナンバー制度では個人情報をネットワークで利用するため、成りすまし被害やサイバー攻撃の対象となる危険性が増す、適正な情報管理のための対策は万全か。</p>	<p>ウイルス対策ソフトの導入や、専用回線を用い通常のインターネット回線は利用しないなどの対策を始め、今後国から示される様々な対策を踏まえ、セキュリティの強化に努めてまいります。</p>
22	1	その他	<p>個人情報の一元管理化につながる仕組みとなっているマイナンバー制度は、情報漏えい、プライバシーの侵害、成りすまし・詐欺被害の危険性、国家による監視の危険性など、問題が多すぎる。分散管理する方法で情報管理すべきである。マイナンバー制度に伴う個人情報保護条例の整備は認めることができない。</p>	<p>マイナンバー制度では、個人情報は従来通り各機関が保有し、必要になった場合に、番号法別表第二で定められるものに限って、情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行う分散管理の手法をとっております。</p> <p>制度の運用にあたっては、個人情報の保護を最優先に考え、法令等に基づいて適切に対応してまいります。</p>
23	3	その他	<p>私たち市民にはあの年金情報漏えい事件でもしかしてとっていた事が現実化して、不安が一気に広がっています。</p> <p>改正される条例案を拝見しましたが、先般の年金情報の漏洩事件の不安を払拭させられるものはありませんでした。</p> <p>国のアピールを受けて、島本町でもメリットのみを発信されましたが、1年に1回も使用するかしない住民票等が簡単に取れる、などという非日常的な利便性で住民はマイナンバー制の導入を納得したものなどとは考えないでいただきたい。その程度の取るに足らないメリットとされていることに対して、情報漏洩の不安の大きさは比較になるものではありません。</p> <p>便利の陰に隠れる取り返しがつかないことも予測されるマイナンバー制度は反対です。</p>	<p>マイナンバー制度は法律に定められた制度であり、法令等に基づいて運用すべきものではございますが、本町といたしましても、皆さまに安心して制度をご利用いただけるよう、国の示すガイドラインや本町の情報セキュリティポリシーなどを遵守し、適切な安全管理措置を講じていくことにより、個人情報の保護に努めてまいりますので、ご理解ください。</p>

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
24	1	その他	パブリックコメントに際しては、住民への説明を実施すべきではないか。住民の個人情報保護という基本的人権に係わることでありながら、個人情報条例改正の内容は難しく、町担当課の説明なしには理解できない。	町では皆さまにわかりやすいように、パブリックコメントの実施にあたっては、改正の概要を作成させていただいたほか、資料中に町や国、特定個人情報保護委員会といった関連ホームページ等も紹介させていただきました。今後も、町広報やホームページなどを通じ制度の説明を行ってまいりますので、ご理解ください。
25	1	その他	住民への説明の機会を設けることなくパブリックコメントを求められておられますが、意見を寄せるほどの基礎知識を住民は持ちあわせていないと思います。本条例改正のみならず、制度についての住民説明会が行われる必要があると痛感しました。	町では皆さまにわかりやすいように、パブリックコメントの実施にあたっては、改正の概要を作成させていただいたほか、資料中に町や国、特定個人情報保護委員会といった関連ホームページ等も紹介させていただきました。今後も、町広報やホームページなどを通じ制度の説明を行って参りますので、ご理解ください。